

	セクション	番号	ご意見要約	ご意見	ご意見に対する考え方・対応		
1	2	A		A.3)には、「いくつかの湿地で、ラムサール条約への登録を目指して、国内法による保全措置を講じる準備が進んだ。」とある。ところが、セクション3,2.1.2では、次の3年間に登録を計画している湿地を0ヶ所としており、矛盾していると受け取られるおそれがある。更に、同2.1.2が0ヶ所であるにもかかわらず、同2.3.1が「はい」となっており、明らかにおかしい。したがって、国際会議においてこのような問題点を指摘されないよう、適切に措置すべきである。	ご意見を踏まえて、セクション3の2.1.2の回答をsome sites(数ヶ所)に修正します。		
2	2	B	シカによる湿原植生への被害については、1)に入るか。人々の生活との間の軋轢ではないと思われる。	シカによる湿原植生への影響は、サロベツ原野、尾瀬や奥日光の戦場ヶ原などのラムサール条約湿地でも深刻であり、国別報告書に記載していただきたい。	ご意見を踏まえて、4)に追記します。		
3	2	C	ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の質的な向上について、触れていただきたい。	ラムサール条約湿地の「保全管理の質的な向上」については、生物多様性国家戦略においてラムサール条約に関する具体的施策としても述べられており、また、世界湿地の日やラムサール条約事務局長来日時のシンポジウム等で、環境省野生生物課長や担当官からも取り組みたいとの話があったため、ぜひ国別報告書にも記載していただきたい。	本項目の2)～5)において、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の質的な向上に係る具体的な内容を記載しています。		
4	2	I	当該箇所を「また、広く意見を募集するため、7月 日 9月 日までの2ヶ月間パブリックコメントを実施した。」と修正するよう求める。また、修正に伴い、本パブリックコメントを延長し、全国各地で本報告書案の説明&意見聴取会を開催するよう強く求める。	ラムサール条約の履行には広く国民との協力が不可欠であり、そのため、本報告書提出にあたり「広く意見を募集」するのは当然であるが、それがわずか2週間の期間では、「広く意見を募集」とは到底言えない。また、本報告書案のみでは、書かれている内容を十分に理解することが難しく、また、湿地保護やラムサール条約への理解を深める良い機会でもあるので、本報告書案についての説明&意見聴取会を全国各地で開催することが求められる。よって、本パブリックコメントを2ヶ月に延長し、全国各地で説明&意見聴取会を開催するよう強く求める。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。		
5	3	1	1	追加情報にモニタリングサイト1000の記載を追記すべきである。	追加情報では自然環境保全基礎調査により調査が行われて目録が更新されているようになっているが、現在はモニタリングサイト1000による調査が主体となっているため。	ご意見を踏まえて、追記します。	
6	3	1	1	3	回答は b) No changeとは言えない。	海岸地域では、東日本大震災後の防潮堤工事により大きく改変が起こった、あるいは今後想定される地域がある。	追加情報欄に記載の通り、東北地方沿岸域の湿地の状況は変化化したものの、磯・干潟・アマモ場・藻場・サンゴ礁を調査地として含むモニタリングサイト1000の結果からは、全国的に大きな変化が見られなかったことから、No changeとしています。
7	3	1	1	3	東日本大震災の津波等の影響についての記載は、この内容では十分ではない。震災後に成立した砂浜や湿地には、希少種をふくむ動植物の回復が見られているが、復旧工事の名目で震災以前よりも大規模な防潮堤や、嵩上げ工事が計画・進み、現状把握すら十分行われる前に消失の危機にあることを記載するべきである。	2011年に発生した東日本大震災の津波等の影響による干潟・アマモ場の消失や底生生物の減少や、地盤沈下で新たに出現した湿地について記載されているが、この内容では十分な現状報告とは言えない。 震災後に砂浜や湿地が成立した場所があり、そこに新たに出現した湿地もあり、新たな生態系が形成されているとあるが、そこには、希少種を含む動植物の回復も見られている。そうした湿地がラムサール条約湿地の要件を満たすものであるのか等十分な調査が行われるべきであるが、復旧工事という名目で震災以前よりも大規模な防潮堤や、嵩上げ工事が計画・実施されているために、現状把握が十分行われる前に消失の危機にあることを明記すべきである。 根拠となる出典等 『東日本海岸調査報告書「震災後の海岸植物、海、そして人」』2013年2月 発行:日本自然保護協会 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/pdf/20130204higashinohonhoukokusyo.pdf">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/pdf/20130204higashinohonhoukokusyo.pdf</a> 会報『自然保護』特集:このままでいいのか!? 防潮堤計画 2013年7/8月号発行:日本自然保護協会 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/2013/07/201378.html">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/2013/07/201378.html</a>	ご意見を踏まえて、環境省による東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査による結果に基づき、東日本大震災の被災地における新たな湿地の出現について追記します。
8	3	1	1	3	東日本大震災の被災地において、新たな湿地が出現しているところもあり、それについても記載していただきたい。	環境省グリーン復興プロジェクト～平成25年度東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査( <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18146">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18146</a> )	ご意見を踏まえて、環境省による東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査による結果に基づき、東日本大震災の被災地における新たな湿地の出現について追記します。
9	3	1	3	3	日本では海岸法は環境影響評価法の対象になっていないため、大規模な防潮堤などの計画があっても環境影響評価がなされていないことを明記するべきである。	根拠となる出典等 環境影響評価法 第二条(定義)	当該設問は湿地に影響を及ぼし得る政策、事業及び計画全般の見直しに際しての戦略的環境影響評価手法の適用についてのものであるため、原文の通りとします。

セッション	番号	ご意見要約	ご意見	ご意見に対する考え方・対応
10	3 1 3 3	環境影響評価法が改正され、計画段階からの検討が始まったが、事業を前提とした手続きであることに変わりはなく、戦略的環境影響評価手法の適用とは言い難い現状であることを明記すべきである。	環境影響評価法が改正され、戦略的環境影響評価手法を取り入れるための検討がなされて、配慮書手続きが加わり、計画段階から検討されるようになったのは事実である。しかし、事業者自身による影響評価手続きであり、保全のための措置が限定的であることに変わりはなく、実態としては戦略的環境影響評価手法とはいえない。  根拠となる出典等 環境影響評価法	改正された環境影響評価法における配慮書手続は、ご意見のとおり事業者自身による手続となりますが、そのことのみをもって「戦略的環境影響評価手法とはいえない」とまではいえないことから、原文の通りとします。
11	3 1 4 1	回答は A - Yes ではなく C - Partly であろう。	すべての登録湿地で生態系サービスの評価が行われているとは言えない。	ご意見を踏まえてC-In progressに修正します。なお、当該設問の回答の選択肢は、A-Yes, B-No, C-In progress, D-Plannedの4つです。
12	3 1 4 3	NGO等による湿地の文化に関する調査・研究、書籍の発行等が行われていることを、記載していただきたい。	日本国際湿地保全連合(Wetlands International Japan:略称WIJ)では、2012年1月に『湿地の文化と技術33選』を出版し、北海道ラムサールネットワークでは、その北海道版に当たる書籍を2014年9月の出版に向けて編集している。これらの取組みは、湿地の社会経済的価値や文化的価値の理解の促進に役立っていると思われるため、追加情報として記載していただきたい。	当該設問は湿地の管理計画に関するものであるため、原文の通りとします。
13	3 1 6 2	回答がC - Partlyとなっているので、その実例が必要。	十分な科学的研究に基づいて策定された事例を追加情報に記載すべきである。	ご意見を踏まえて、追加情報に追記します。
14	3 1 7 1	回答がC - Partlyとなっているので、その実例が必要。	どのようなインフラとして扱っているか、追加情報に記載すべきである。	ご意見を踏まえて、追加情報に追記します。
15	3 1 7 2	回答は A - Yes ではなく C - Partly であろう。	追加情報にある自然再生推進法に基づき作成された自然再生事業実施計画があるのは河川や湖沼の中のごくわずかのみである。主要な河川における河川整備計画では、環境教育の内容について具体的な記述がない場合も多い。	当該設問の回答の選択肢は、A-Yes, B-No, C-Plannedの3つであるため、原文の通りとします。
16	3 1 7 3	『生物多様性国家戦略2012-2020』で湿原等が地球温暖化を緩和することに貢献する旨ふられているので、Yesにしてもいいのではないか。	『生物多様性国家戦略2012-2020』の第3部第2章第9節の基本的考え方に記載あり。	国家戦略の国別目標D - 2に関連の記載があることから、ご意見の趣旨を踏まえて修正します。
17	3 1 7 4	追加情報にコウノトリやトキの野生復帰関連事業を加えてはどうか。	コウノトリやトキの野生復帰を支える農業・産業システムを佐渡市や豊岡市が自治体レベルで推進していることはこれにあたる。	当該設問は、農業システムの維持等に資する湿地の役割の維持・増強に関するものであるため、原文の通りとします。
18	3 1 8 2	谷津干潟の保全事業は、「2011年度」ではなく「2010年度」より実施しているので訂正いただきたい。	根拠となる出典等 国指定谷津鳥獣保護区保全事業 <a href="http://yatsu-hozen.com/">http://yatsu-hozen.com/</a>	ご意見のとおり修正します。
19	3 1 9 1	回答は A - Yes ではなく C - Partly であろう。	特定外来生物法のリストは、国内外来種は含まれないので、追加情報にある侵略的外来種リストが完成するまでは、C - Partlyである。	当該設問は、侵略的外来生物種の目録の有無についてのものであり、追加情報として記載の通り外来生物法に基づく「特定外来生物」の目録が存在することから、原文の通りとします。なお、当該設問の回答の選択肢は、A-Yes, B-No, D-Plannedの3つです。
20	3 1 9 2	回答は A - Yes ではなく C - Partly であろう。	特定外来生物法では、国内外来種の対応計画が無い。	当該設問は、侵略的外来生物種の防除に係る政策等が策定されているか否かを問うものであり、追加情報として記載の通り外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針等が策定されていることから、原文の通りとします。なお、当該設問の回答の選択肢は、A-Yes, B-No, D-Plannedの3つです。

セクション	番号	ご意見要約	ご意見	ご意見に対する考え方・対応	
21	3	1 10 1	ラムサール・ネットワーク日本では環境省や民間の助成基金の協力を得て、2008年に同ハンドブック第2版第8巻「湿地の管理」および「ラムサール条約マニュアル」日本語版を作成し、普及しました。同ハンドブックシリーズや、TEEB for Water and Wetlandsなど、Ramsar Publicationsの中には活用できるものが多く、NPOや民間セクターと協働で日本語版を作成し普及・活用すべきである。特に開発事業に係わる人々へ働きかけるツールとして、これからはぜひ取り組んでいただきたい。	当該設問は、民間セクターに対してラムサール条約の賢明な利用原則と手引きの活用を奨励したかどうかを問うものであるため、原文の通りとします。	
22	3	1 10 1	追加情報として、対象は湿地ばかりではないが、『生物多様性民間参画ガイドライン』(2009年)を作成していることを記載したらどうか。	根拠となる出典等 『生物多様性民間参画ガイドライン』(2009年)	当該設問は、民間セクターに対してラムサール条約の賢明な利用原則と手引きの活用を奨励したかどうかを問うものであるため、原文の通りとします。
23	3	1 10 2	追加情報として、JBIBが「生物多様性に配慮した企業の水管理ガイド」を出していることも加えたらいいのではないかと。	根拠となる出典等 一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)水と生態系ワーキンググループ「生物多様性に配慮した企業の水管理ガイド」(2013年5月)	ご意見の趣旨は追加情報の記載に含まれていると考えます。
24	3	1 11 1	大崎市の「ふゆみずたんぼ米」以外にもラムサール条約湿地等で野生動植物種の生息に配慮し、ブランド化された米の生産、販売がされているので、それらも掲載していただきたい。	「たかしま生きものたんぼ米」(高島市・琵琶湖)、「ラムサールふゆみずたんぼ米」(小山市・渡良瀬遊水地)、「コウノトリ育むお米」(豊岡市・円山川下流域・周辺水田)、「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」(佐渡市)、「シナイモツゴ郷の米」(大崎市)などがあるので、これらも含めていただきたい。	ご意見を踏まえて修正します。
25	3	2 1 2	これまで締約国会議の際に、最低でも1ヶ所を登録しているので、「0サイト」ではなく、数は確定できないにしても「数ヶ所程度」と目標を記載していただきたい。	『生物多様性国家戦略2012-2020』のP126に「平成32年度までに新たに10か所程度の登録を目指します」と記載されており、前向きな姿勢を見せていただきたい。	ご意見を踏まえて修正します。
26	3	2 1 2	「考えらえる湿地」を「考えられる湿地」と修正するよう求める。	誤植と思われるため。	ご意見のとおり修正します。
27	3	2 1 2		湿地の賢明な利用の普及には、国が自治体に積極的にラムサール登録支援の姿勢を示し、「地域による保全等が円滑に推進される」ことを支える必要があるが、新規登録地を生み出そうという国の意思が感じられない。	ご意見を踏まえて修正します。
28	3	2 3 1		質問は2.1.2に関する2015-18年に登録を予定している湿地についての質問だが、既存のラムサール湿地での日本での管理方法について述べられており、質問の趣旨と内容が異なっている。	ご意見を踏まえて追加情報の記載を修正します。
29	3	2 4 1	2.4.1 -2.4.3の追加情報に「国内法に基づく管理計画は全登録湿地が有しているものの、ラムサール条約湿地としての湿地の保全管理を主目的とした計画は一部の湿地でしか策定されていない」ということを明記すべきである。	2.4.1 -2.4.3の追加情報に「国内法に基づく管理文書(例えば自然公園であれば施設計画や生態系維持回復計画)については全湿地が有しているものの、ラムサール条約湿地の保全・管理を主目的とした管理計画ではないため、必ずしも湿地の保全管理に有効であったり十分な計画であるわけではない。ラムサール条約湿地としての保全管理計画を既に有している湿地は一部であり、また現在いくつもの登録湿地で協議会等によって保全管理計画を作成途中である旨を、2.4.1 -2.4.3の追加情報に明記すべきである。2.4.1 -2.4.3の解答欄についても、国内法の事業計画を有するサイト数とは別に、条約湿地としての保全管理計画を有する湿地数を明記することが望ましい。	当該設問は管理計画を有するラムサール条約湿地数を問うものであるため、原文の通りとします。
30	3	2 4 2	2.4.1 -2.4.4の追加情報に「国内法に基づく管理計画は全登録湿地が有しているものの、ラムサール条約湿地としての湿地の保全管理を主目的とした計画は一部の湿地でしか策定されていない」ということを明記すべきである。	2.4.1 -2.4.4の追加情報に「国内法に基づく管理文書(例えば自然公園であれば施設計画や生態系維持回復計画)については全湿地が有しているものの、ラムサール条約湿地の保全・管理を主目的とした管理計画ではないため、必ずしも湿地の保全管理に有効であったり十分な計画であるわけではない。ラムサール条約湿地としての保全管理計画を既に有している湿地は一部であり、また現在いくつもの登録湿地で協議会等によって保全管理計画を作成途中である旨を、2.4.1 -2.4.3の追加情報に明記すべきである。2.4.1 -2.4.3の解答欄についても、国内法の事業計画を有するサイト数とは別に、条約湿地としての保全管理計画を有する湿地数を明記することが望ましい。	当該設問は管理計画を有し、かつ、それが実施されているラムサール条約湿地数を問うものであるため、原文の通りとします。

セクション	番号	ご意見要約	ご意見	ご意見に対する考え方・対応			
31	3	2	4	3	2.4.1 -2.4.5の追加情報に「国内法に基づく管理計画は全登録湿地が有しているものの、ラムサール条約湿地としての湿地の保全管理を主目的とした計画は一部の湿地でしか策定されていない」ということを明記すべきである。	<p>国別報告書ではすべての登録湿地で管理計画が整備実施されていると回答されているが、保護のための国内法に基づく管理文書(例えば自然公園であれば施設計画や生態系維持回復計画)については全湿地が有しているものの、ラムサール条約湿地の保全・管理を主目的とした管理計画ではないため、必ずしも湿地の保全管理に有効であったり十分な計画であるわけではない。</p> <p>ラムサール条約湿地としての保全管理計画を既に有している湿地は一部であり、また現在いくつもの登録湿地で協議会等によって保全管理計画を作成途中である旨を、2.4.1 -2.4.3の追加情報に明記すべきである。</p> <p>2.4.1 -2.4.3の解答欄についても、国内法の事業計画を有するサイト数とは別に、条約湿地としての保全管理計画を有する湿地数を明記することが望ましい。</p>	当該設問は管理計画を準備しているラムサール条約湿地数を問うものであるため、原文の通りとします。
32	3	2	4	4	「釧路湿原ウェットランドセンター」は、正しくは「釧路国際ウェットランドセンター」である。	ご意見のとおり修正します。	
33	3	2	7	1	<p>辺野古・大浦湾は、沖縄のサンゴ礁では珍しい大きく深い湾があり多様な湿地環境を有する。重要湿地500、沖縄県の自然環境保全の指針ランクIIに指定され、沖縄島周辺最大規模の海草藻場、絶滅危惧種や新種が多く棲息し、3ページGの「海洋生物多様性の保全を着実に推進すること」にも大きく関連する。しかし大規模な埋立計画で危機に瀕しており、この事実を報告書に記載すべきである。</p>	<p>辺野古・大浦湾は沖縄のサンゴ礁では珍しい大きく切れ込んだラッパ状の深い湾を有する特徴的な地形を持つ。沖縄島周辺最大の規模の海草藻場を持ち、ジュゴンをはじめとする多くの絶滅危惧種が棲息するとともに、近年になり新種や国内初記録の生物種が発見されている。重要湿地500にも選定されている場所であり、沖縄県自然環境の保全に関する指針ランク(自然環境の厳正な保護を図る区域)に指定されている。また、日本初のアオサンゴ群集や長島の洞窟などがある。</p> <p>一方で、埋め立て計画が進んでおり、貴重な生態系が影響を受けるおそれが高い。生物多様性保全上大事な場所であるので国別報告書への記入を求める。</p> <p>根拠となる出典等 2014年7月24日日本自然保護協会記者会見資料 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/henoko/2014/07/2110ga.html">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/henoko/2014/07/2110ga.html</a> 日本自然保護協会報告書 第97号「沖縄島北部東海岸における海草藻場モニタリング調査報告書」、2007年発行「辺野古・大浦湾 アオサンゴの海 生物多様性が豊かな理由」、2009年発行、日本自然保護協会 日本自然保護協会報告書 第100号「沖縄島辺野古における海草藻場モニタリング調査(ジャングサウオッチ)10年のまとめ ジャングサウオッチ10年報告書」、2013年発行、日本自然保護協会</p>	No.33からNo.37までのご意見の趣旨を踏まえて、生物多様性が豊かないくつかの湿地において、当該湿地の生物多様性に影響を及ぼすおそれのある人為的干渉に該当する計画が進められている旨を追記します。併せて、そうした計画が進められるに当たっては、環境影響評価や必要な環境保全措置の検討が行われる等、当該湿地の生態学的特徴の変化を最小限とするための配慮もなされている旨を記載します。
34	3	2	7	1	<p>沖縄県・泡瀬干潟は、日本の代表的なサンゴ礁干潟で、絶滅危惧種が多く棲息し、渡り鳥が利用する。重要湿地500、沖縄県の自然環境保全の指針ランクIである。生物や地形の多様な環境だが埋め立てが進行中で貴重な生態系が損なわれつつあり、この事実を報告書に記載すべきである。</p>	<p>沖縄県・泡瀬干潟は、日本の代表的なサンゴ礁干潟であり、かつては沖縄島周辺で2番目の面積の海草藻場が広がっていた。多くの絶滅危惧種が棲息し、渡り鳥が利用している。海草とヒメマツドリイシが共生する、珍しい海域もある。この場所は重要湿地500に含まれており、沖縄県自然環境の保全に関する指針ランクI(自然環境の厳正な保護を図る区域)に指定されている。生物や地形の豊かな多様な環境である。埋め立てが進行中で貴重な生態系が損なわれつつあり、この事実を国別報告書に記入すべきである。</p> <p>根拠となる出典等 『うまんちゅぬ宝 泡瀬干潟の自然 ガイドブック』2010年9月10日 著者:泡瀬干潟自然環境調査委員会、発行:日本自然保護協会</p>	No.33からNo.37までのご意見の趣旨を踏まえて、生物多様性が豊かないくつかの湿地において、当該湿地の生物多様性に影響を及ぼすおそれのある人為的干渉に該当する計画が進められている旨を追記します。併せて、そうした計画が進められるに当たっては、環境影響評価や必要な環境保全措置の検討が行われる等、当該湿地の生態学的特徴の変化を最小限とするための配慮もなされている旨を記載します。
35	3	2	7	1	<p>大嶺海岸(那覇空港滑走路増設事業)や浦添海岸は、沖縄としては豊富な海草藻場が残り、サンゴ類も過去には被度50%を超えていた分布の記録もあり、希少な魚類や貝類も生息している。沖縄に残る数少ない良好なサンゴ礁生態系であるが、いずれも埋立計画が進行中で危機的状況にあることを明記すべきである。</p>	<p>埋立計画が進行中の大嶺海岸(那覇空港滑走路増設事業)や浦添海岸は、豊富な海草藻場が残り、サンゴ類も過去には被度50%を超えていた分布の記録もあり、希少な魚類や貝類も生息している。沖縄に残る数少ない良好なサンゴ礁生態系である。どちらも沖縄県の自然環境の保全に関する指針ランクやIIを含む、自然環境の保護が図られるべき区域である。</p> <p>根拠となる出典等 「那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(補正後)」への意見書 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/wetland/2013/10/post-24.html">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/wetland/2013/10/post-24.html</a> しかたに自然案内 カーミージーの海 <a href="http://www.shikatani.net/minatogawa/kamiji.html">http://www.shikatani.net/minatogawa/kamiji.html</a></p>	No.33からNo.37までのご意見の趣旨を踏まえて、生物多様性が豊かないくつかの湿地において、当該湿地の生物多様性に影響を及ぼすおそれのある人為的干渉に該当する計画が進められている旨を追記します。併せて、そうした計画が進められるに当たっては、環境影響評価や必要な環境保全措置の検討が行われる等、当該湿地の生態学的特徴の変化を最小限とするための配慮もなされている旨を記載します。

セクション	番号	ご意見要約	ご意見	ご意見に対する考え方・対応		
36	3	2	7	1	<p>岐阜県や三重県の東海丘陵要素湿地群は、ラムサール条約湿地の愛知県の東海丘陵要素湿地群と同様の価値を持ちながら国内法の保護担保措置が十分でない。特に中津川市坂本のハナノキ林は他地域にみられない良好な更新状態を維持しているが、県の高規格道路計画地に含まれ開発の危機にあることを明記すべきである。</p> <p>東海丘陵要素湿地群は、第三紀に誕生した植物群が氷河期の気候変動による絶滅を免れ、地球上の限られた地域にのみ残存している、いわば地球の宝ともいえる植物群である。氷河の拡大に伴い欧州では絶滅し、今は北米の一部と日本の東海地方に特異的に分布している。これは、白神のブナ林が世界自然遺産に登録されたことと同様の価値を持つものであり、国際的に重要な湿地の生態学的特徴を有している。しかしながら、国立・国定公園などの保護担保措置が取られていない。この事実を国別報告書に記載すべきである。</p> <p>根拠となる出典等 希少樹種の現状と保全 <a href="http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/raretree/12_APindex.html">http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/raretree/12_APindex.html</a> 濃飛横断自動車道計画(リニア関連工区)への要望書 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/kokuritsu/2014/06/post-27.html">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/kokuritsu/2014/06/post-27.html</a></p>	<p>No.33からNo.37までのご意見の趣旨を踏まえて、生物多様性が豊かないくつかの湿地において、当該湿地の生物多様性に影響を及ぼすおそれのある人為的干渉に該当する計画が進められている旨を追記します。併せて、そうした計画が進められるに当たっては、環境影響評価や必要な環境保全措置の検討が行われる等、当該湿地の生態学的特徴の変化を最小限とするための配慮もなされている旨を記載します。</p>
37	3	2	7	1	<p>泡瀬干潟や大嶺海岸、大浦湾など沖縄の干潟・サンゴ礁生態系が埋め立て工事に伴い危機的状況にあることを記入してください。</p>	<p>No.33からNo.37までのご意見の趣旨を踏まえて、生物多様性が豊かないくつかの湿地において、当該湿地の生物多様性に影響を及ぼすおそれのある人為的干渉に該当する計画が進められている旨を追記します。併せて、そうした計画が進められるに当たっては、環境影響評価や必要な環境保全措置の検討が行われる等、当該湿地の生態学的特徴の変化を最小限とするための配慮もなされている旨を記載します。</p>
38	3	2	7	1	<p>東日本大震災の津波等の影響についての記載は、この内容では十分ではない。震災後に成立した砂浜や湿地には、希少種を含む動植物の回復が見られているが、復旧工事の名目で震災以前よりも大規模な防潮堤や、高上げ工事が計画・進み、現状把握すら十分行われる前に消失の危機にあることを記載すべきである。</p> <p>2011年に発生した東日本大震災の津波等の影響による干潟・アマモ場の消失や底生生物の減少、地盤沈下で新たに出現した湿地について記載されているが、この内容では十分な現状報告とは言えない。震災後に砂浜や湿地が成立した場所があり、そこに新たに出現した湿地もあり、新たな生態系が形成されているとあるが、そこには、希少種を含む動植物の回復も見られている。そうした湿地がラムサール条約湿地の要件を満たすものであるのか等十分な調査が行われるべきであるが、復旧工事という名目で震災以前よりも大規模な防潮堤や、高上げ工事が計画・実施されているために、現状把握が十分行われる前に消失の危機にあることを明記すべきである。</p> <p>根拠となる出典等 『東日本海岸調査報告書「震災後の海岸植物、海、そして人」』2013年2月 発行:日本自然保護協会 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/pdf/20130204higashinohonhoukokusyo.pdf">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/pdf/20130204higashinohonhoukokusyo.pdf</a> 会報『自然保護』特集:このままでいいのか!? 防潮堤計画 2013年7/8月号発行:日本自然保護協会 <a href="http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/2013/07/201378.html">http://www.nacsj.or.jp/katsudo/higashinohon/2013/07/201378.html</a></p>	<p>ご意見を踏まえて、環境省による東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査による結果に基づき、東日本大震災の被災地において新たに出現した湿地の一部で希少生物の生育・生息が確認されていること等を追記します。</p>
39	3	3	1	1	<p>Yesとしていいのではないかと考えられます。</p> <p>外務省はラムサール条約関係省庁連絡会議のメンバーだと思われ、生物多様性条約やワシントン条約の実質的な中身を担当しているのは同じ環境省であり、相互に連絡を取り合っているのではないかと考えられるため。</p>	<p>当該設問は、他の多国間環境協定の中央連絡先を招聘しているかどうかを問うものであるため、原文の通りとします。</p>
40	3	3	2	1	<p>ラムサール条約アジア地域会合とアジア湿地シンポジウム(AWS)が、2014年11月にカンボジアで同時開催される予定であることを記載していただきたい。</p> <p>2014年11月3～7日にカンボジア・シェムリアップにて、ラムサール条約アジア地域会合とAWSが初めて同時開催される。主催者は、ラムサール条約事務局、カンボジア政府、ラムサールセンター、WIJ。</p>	<p>アジア地域会合及びアジア湿地シンポジウム(AWS)は、当該設問が対象とする条約の枠組みの下にある地域イニシアティブには該当しませんが、AWSについては、決議19を踏まえて、地域イニシアティブに準ずるものとして追記します。</p>
41	3	3	2	2	<p>事実関係に照らして「アルバニア」を削除されたい。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
42	3	3	4	1	<p>「クーラング湿地」を「ハンター河口湿地」に修正したほうがよいのではないかと。</p> <p>当該湿地は2004年に面積拡大に伴いハンター河口湿地に改称されたため。姉妹湿地提携も新しい名称で2004年に提携更新されている。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>

	セクション	番号	ご意見要約	ご意見	ご意見に対する考え方・対応		
43	3	3	4	2	ラムサール条約湿地の情報は、「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」のウェブサイトでも一般公開されているので、記載していただきたい。	根拠となる出典等 「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」のウェブサイト <a href="http://www.ramsarsite.jp/">http://www.ramsarsite.jp/</a>	ご意見を踏まえて修正します。
44	3	3	4	2	環境省関東地方環境事務所で、谷津干潟の保全事業を行っている。4つ目の記載を「…自然再生事業や谷津干潟における保全事業はパンフレットや 関係省・地方事務所のウェブサイトにおいて…」としていただきたい。	根拠となる出典等 国指定谷津鳥獣保護区保全事業 <a href="http://yatsu-hozen.com/">http://yatsu-hozen.com/</a>	ご意見を踏まえて修正します。 なお、地方環境事務所は関係省に含まれると考えます。
45	3	4	1	5	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の名称等に誤記があるため、3.のように修正いただきたい。	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、3年に1度の市町村長会議と毎年1回の主管者会議の際に、ラムサール条約湿地等の保全、ワイズユース、CEPAに関する研修会(学習・交流会)を開催している。環境省は2012年からこの会を共催している。	ご意見を踏まえて修正します。
46	3	4	1	6	回答は A - Yesとは言えないのではないか。	ラムサール条約推進国内連絡会議が実際には開催されていない。	当該設問は、分野横断的な委員会の有無を問うものですので原文の通りとします。なお、当該枠組みを活用して、必要に応じて情報交換等を行っています。また、当該設問の回答の選択肢は、A-Yes, B-No, D-Plannedの3つです。
47	3	4	4	2	「我が国はWIの前身であるIWRBに1980年に加入しており、…」と修正していただきたい。	1980年に当時の環境庁は、国際水禽湿地調査局(IWRB)に加入している。 1995年にIWRBがWIに名称を変更したため、「1995年に加入」と記載されたと思われる。 根拠となる出典等 <a href="http://www.biodic.go.jp/cbd/6/ta2.PDF">http://www.biodic.go.jp/cbd/6/ta2.PDF</a>	当該設問は、条約の国際団体パートナーへの支援につき問うものであるところ、IWRBは条約の国際団体パートナーとして位置づけられていないこと、また、IWRBとWIとは異なる組織であることから、原文の通りとします。